

令和5年8月定例会 教育長報告

◆ 8月の主な活動

- 2日 静岡県教育研究会 数学教育研究部夏季大会 [教育長]
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎） [教育長・委員]

◆ 9月の主な予定

- 4日 教育委員会定例会（静岡庁舎） [教育長・委員]

議案第15号

教育委員会事務の点検・評価について

教育委員会事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書を次のとおり作成し、議会に提出するとともに公表する。

令和5年8月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 提案内容 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の令和4年度の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、報告書を作成するものである。報告書については、市議会に提出するとともに公表する。
- 2 報告書 別紙のとおり

報告第6号

委員の委嘱及び任命について（静岡市図書館協議会）

静岡市図書館協議会委員の委嘱及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年8月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

（教育委員会事務局教育局中央図書館）

記

- 1 報告理由 委員の任期満了に伴う改選により、静岡市図書館協議会委員について、次のとおり委嘱及び任命する。
- 2 根拠法令 (1) 図書館法第14条、第15条及び第16条
(2) 静岡市図書館条例第12条
- 3 委嘱及び任命する者 別紙のとおり
- 4 委嘱及び任命日 令和5年9月1日
- 5 委嘱及び任命期間 令和5年9月1日から令和7年8月31日

静岡市図書館協議会委員（新）

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数 ※1	委嘱回数
学校教育関係者	せい としゆき 清 俊之	清水第六中学校長	0	2
社会教育関係者	せい なおこ 清 尚子	学校図書館を考える会・静岡 会員	4	3
社会教育関係者	かとう みちこ 加藤 道子	静岡子どもの本を読む会 会員	4	新 ※2
社会教育関係者	もり のりこ 森 規子	音訳ボランティアふれんど 会員	2	新 ※2
社会教育関係者	ちずわ たつお 千頭和 達男	駿河古文書会 理事	0	新
家庭教育関係者	いざわ こずえ 伊澤 こずえ	静岡市私立保育園長会 理事	0	新
学識経験者	とよだ たかひろ 豊田 高広	元 静岡市立御幸町図書館長 元 田原市中央図書館長	4	3
学識経験者	なか はじめ 那珂 元	常葉大学教育学部 生涯学習学科 准教授	4	3
市民委員	そうの よしとし 宗野 吉利	市民委員	0	新
市民委員	ほりかわ ひとし 堀川 仁	市民委員	0	新

（令和5年9月1日現在 10名）

※1 在職年数が1年未満の者は0年と記載

※2 新たに委嘱する者のうち、委嘱歴がある者

任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

(参考)

静岡市図書館協議会委員 (旧)

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数※	委嘱回数
学校教育 関係者	清 俊之 <small>せい としゆき</small>	清水第六中学校長	0	1
社会教育 関係者	清 尚子 <small>せい なおこ</small>	学校図書館を考える会・静岡 会員	4	2
社会教育 関係者	佐野 明生 <small>きの あきお</small>	清水郷土史研究会 会長	2	1
社会教育 関係者	坪井 元芽 <small>つばい もとめ</small>	静岡子どもの本を読む会 会員	2	1
社会教育 関係者	望月 育子 <small>もちづき いくこ</small>	音訳ボランティアひびきの会 会員	2	1
家庭教育 関係者	中原 美華 <small>なかはら みか</small>	静岡市私立保育園長会 理事	2	1
学識経験者	豊田 高広 <small>とよだ たかひろ</small>	元 静岡市立御幸町図書館長 元 田原市中央図書館長	4	2
学識経験者	那珂 元 <small>なか はじめ</small>	常葉大学教育学部 生涯学習学科 准教授	4	2
市民委員	上杉 智世 <small>うえすぎ ちせ</small>	市民委員	2	1
市民委員	上野 英房 <small>うえの ひでふさ</small>	市民委員	2	1

(令和5年8月31日現在 10名)

※在職年数が1年未満の者は0年と記載

任期：令和3年9月1日～令和5年8月31日

根拠法令

(1) 図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

(平二三文科令四三・追加)

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(2) 静岡市図書館条例

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

(5) 市民

4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

報告第7号

委員の委嘱について（静岡市文化財保護審議会委員）

静岡市文化財保護審議会委員の委嘱について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年8月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 報告理由 静岡市文化財保護審議会委員が令和5年7月31日に任期満了したことに伴い、次のとおり新たな委員の委嘱を行った。
- 2 根拠法令 (1) 文化財保護法 第190条
(2) 静岡市文化財保護審議会条例 第44条～第48条
- 3 委嘱した者 別紙のとおり
- 4 委嘱日 令和5年8月1日
- 5 委嘱期間 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

文化財保護審議会委員（新）

専門分野	氏名	役職名	在職年数	委嘱回数
学識経験者（考古学）	シハラ カズヒ 篠原 和夫	静岡大学教授	10	6
学識経験者（日本中近世史）	オイシ ヤスシ 大石 泰史	大石プランニング（中世時代考証）主宰	4	3
学識経験者（日本中近世史）	キダ キヨシ 貴田 潔	静岡大学准教授	0	新
学識経験者（日本近代史）	ヒゲチ タケヒコ 樋口 雄彦	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授	6	4
学識経験者（民俗）	クボタ ヒロユキ 久保田 裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部 無形民俗文化財研究室長	4	3
学識経験者（美術史・彫刻）	アサギ タケシ 浅湫 毅	追手門学院大学 教授	8	5
学識経験者（美術史・絵画）	マツシマ ジン 松島 仁	静岡県富士山世界遺産センター教授	0	新
学識経験者（建築史）	ニッポ シン子 新妻 淳子	静岡文化芸術大学准教授	10	6
学識経験者（名勝庭園）	アマサキ ヒロマサ 尾崎 博正	京都造形芸術大学名誉教授	0	新
学識経験者（植物）	ツカガ ユウイチ 瀧川 雄一	静岡大学名誉教授	9	6

文化財保護審議会委員（旧）

専門分野	氏名	役職名	在職年数	委嘱回数
学識経験者（考古学）	シハラ カズヒ 篠原 和夫	静岡大学教授	10	5
学識経験者（日本中世史）	オオイ ヤスシ 大石 泰史	大石プランニング（中世時代考証）主宰	4	2
学識経験者（日本近世史）	オツタ エイジ 大塚 英二	愛知県立大学名誉教授	10	5
学識経験者（日本近代史）	ヒグチ タケヒコ 樋口 雄彦	国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授	6	3
学識経験者（民俗）	クボタ ヒロミチ 久保田 裕道	東京文化財研究所 無形文化遺産部 無形民俗文化財研究室長	4	2
学識経験者（美術史・彫刻）	アサマ タケシ 浅湫 毅	追手門学院大学教授	8	4
学識経験者（美術史・絵画）	(欠員)			
学識経験者（建築史）	ニツマ ジュン子 新妻 淳子	静岡文化芸術大学准教授	10	5
学識経験者（名勝）	アノ コウイチ 天野 光一	日本大学特任教授	8	4
学識経験者（植物）	サカガキ コウイチ 瀧川 雄一	静岡大学名誉教授	9	5

文化財保護法第190条

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

静岡市文化財保護条例

(設置)

第44条 静岡市に、静岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第45条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に答申する。

(組織)

第46条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第47条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

報告第8号

委員の委嘱及び任命について（静岡市立登呂博物館協議会委員）

静岡市立登呂博物館協議会委員の委嘱及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年8月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(観光交流文化局文化財課)

記

- 1 報告理由 任期満了により、静岡市立登呂博物館協議会委員について、次のとおり委嘱及び任命した。
- 2 根拠法令 (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条、第24条及び第25条
(2) 静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）第11条
- 3 委嘱及び任命する者 別紙のとおり
- 4 委嘱及び任命日 令和5年8月1日
- 5 委嘱及び任命期間 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

委嘱・任命する委員（新）

静岡市立登呂博物館協議会委員

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校教育関係者	のだ おさむ 野田 修	静岡市立南部小学校長	3	2
学校教育関係者	わらしな あきよし 藁科 彰良	静岡市立清水袖師中学校長	2	2
社会教育関係者	いけだ みほこ 池田 水穂子	はびまますずおか 代表	0	新
社会教育関係者	まえだ あきひろ 前田 晃宏	公益財団法人 静岡市文化振興財団 職員	0	新
家庭教育関係者	きむら たかこ 木村 貴子	元市PTA 理事・監査、 前静岡市立高松中学校 PTA 会長	5	3
学識経験者	きやま かつひこ 木山 克彦	東海大学 人文学部 准教授	3	2
学識経験者	たみや ゆかり 田宮 縁	静岡大学 学術院 教育学領域 発達教育学専攻 幼児教育専修 教授	0	新
学識経験者	ほりきり まさと 堀切 正人	常葉大学 教育学部 教授	5	3
市民	すずき きょうか 鈴木 杏佳	市民委員	3	2
市民	ふじた ともこ 藤田 友子	市民委員	0	新

(令和5年8月1日現在 10名)

在職年数が1年未満の場合は0年と記載。

(参考)

静岡市立登呂博物館協議会委員（旧）

選出区分	ふり がな 氏 名	職業・役職	在職 年数	委嘱 回数
学校教育関係者	の だ おさむ 野田 修	静岡市立南部小学校長	3	1
学校教育関係者	わらしな あきよし 藁科 彰良	静岡市立清水袖師中学校長	2	1
社会教育関係者	うんの よしえ 海野 美枝	HITS ファシリテーション 代表	7	3
社会教育関係者	ゆげ ゆきえ 弓削 幸恵	NPO 法人「まちなびや」 理事長	7	3
家庭教育関係者	きむら たかこ 木村 貴子	前静岡市立高松中学校 PTA 会長	5	2
学識経験者	きやま かつひこ 木山 克彦	東海大学 人文学部 准教 授	3	1
学識経験者	しぶえ かさね 渋江 かさね	静岡大学 教育学部大学院 教育学研究科 准教授	7	3
学識経験者	ほりきり まさと 堀切 正人	常葉大学 教育学部 教授	5	2
市 民	すずき きょうか 鈴木 杏佳	市民委員	3	1
市 民	いくま おさむ 伊熊 修	市民委員	3	1

(令和5年 7月31日現在)

在職年数が1年未満の場合は0年と記載。

博物館法

(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長)が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

静岡市博物館条例

(協議会)

第 11 条 法第 23 条第 1 項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。

2 静岡市立登呂博物館協議会及び静岡市立芹沢銈介美術館協議会(以下これらを「協議会」という。)の委員の数は、それぞれ 10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市民

4 教育委員会は、前項第 5 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告第9号

委員の委嘱について（静岡市立芹沢銈介美術館協議会）

静岡市立芹沢銈介美術館協議会委員の委嘱について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年8月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(観光交流文化局文化振興課)

記

- 1 報告理由 任期満了により、静岡市立芹沢銈介美術館協議会委員について、次のとおり委嘱した。
- 2 根拠法令 (1) 博物館法 第23条、24条及び25条
(2) 静岡市博物館条例 第11条
- 3 委嘱する者 別紙のとおり
- 4 委嘱日 令和5年8月1日
- 5 委嘱期間 令和5年8月1日から令和7年7月31日まで

静岡市立芹沢銈介美術館協議会委員（新）

選出区分	氏名 ふりがな	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校教育関係者	白井 嘉尚 しらい よしひさ	静岡大学名誉教授	2	2
学校教育関係者	山本 直 やまもと ただし	静岡県立静岡中央高等学校 教諭（美術）	2	2
社会教育関係者	月森 俊文 つきもり としふみ	公益財団法人日本民藝館職員	4	3
社会教育関係者	山本 香瑞子 やまもと かずこ	静岡市美術館学芸課長	0	新
家庭教育関係者	板倉 りえ子 いたくら りえこ	NPO 法人まちなびや理事	6	4
家庭教育関係者	片井 淳子 かたい じゆんこ	静岡市 PTA 連絡協議会	2	2
学識経験者	大橋 正芳 おおはし まさよし	染色家 東京造形大学名誉教授	6	4
学識経験者	本田 秋子 ほんだ あきこ	東北福祉大学芹沢銈介美術 工芸館課長・学芸主査	6	4
市民	佐藤 俊夫 さとう としお	市民委員（公募）	0	新
市民	稲垣 有里 いながき ゆり	市民委員（公募）	0	新

（令和5年8月1日現在 10名）

(参考)

静岡市立芹沢銈介美術館協議会委員 (旧)

選出区分	氏名 ふりがな	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学校教育関係者	白井 嘉尚 しらい よしひさ	静岡大学名誉教授	2	1
学校教育関係者	山本 直 やまもと ただし	静岡県立静岡高等学校教諭 (美術)	2	1
社会教育関係者	村上 敬 むらかみ たかし	静岡県立美術館上席学芸員	6	3
社会教育関係者	月森 俊文 つきもり としふみ	公益財団法人日本民藝館職員	4	2
家庭教育関係者	板倉 りえ子 いたくら りえこ	NPO 法人まちなびや理事	6	3
家庭教育関係者	片井 淳子 かたい じゅんこ	静岡市 PTA 連絡協議会	2	1
学識経験者	大橋 正芳 おおはし まさよし	染色家 東京造形大学名誉教授	6	3
学識経験者	本田 秋子 ほんだ あきこ	東北福祉大学芹沢銈介美術 工芸館課長・学芸主査	6	3
市民	立林 学 たてばやし まなぶ	市民委員 (公募)	2	1
市民	田村 真由美 たむら まゆみ	市民委員 (公募)	2	1

(令和5年7月31日現在 10名)

●博物館法（昭和二十六年十二月一日、法律第二百八十五号）（抜粋）

第三章 公立博物館

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

●静岡市博物館条例（平成 15 年 4 月 1 日、条例第 275 号）（抜粋）

（協議会）

第 11 条 法第 20 条第 1 項の規定により、静岡市立登呂博物館に静岡市立登呂博物館協議会を、静岡市立芹沢銈介美術館に静岡市立芹沢銈介美術館協議会を置く。

2 静岡市立登呂博物館協議会及び静岡市立芹沢銈介美術館協議会（以下これらを「協議会」という。）の委員の数は、それぞれ 10 人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学校教育関係者
- （2）社会教育関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

(5) 市民

- 4 教育委員会は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平17条例95・旧第9条繰下、平24条例47・一部改正)

議案第 1 6 号

令和 5 年度補正予算案について

令和 5 年度補正予算（9 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 5 年 8 月 2 2 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

1 補正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款一項目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
教育局			
学校給食課	◎ 学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業 (管理運営事業) (10-6-8)	3,300 (0)	(事業内容) 規格外農産物等を活用し、市立小中学校の給食で提供する加工品を開発 ・開発数 2品 ・加工例 冷凍加工品(一次加工)、調理加工品(三次加工) 令和16年度以降、開発した加工品を活用した給食を提供する予定

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
中学校特別教室空調設備 整備設計業務経費	令和6年度	134,000千円 令和5年度に中学校特別教室空調 設備整備設計業務委託契約を締結 し、その金額を令和6年度に支払う。

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年8月22日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和6年度から静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校を統合することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 3 巻 6048 頁
------	-----	-------------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立学校設置条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>藁科地域では今後も児童・生徒数の減少が見込まれ、良好な教育環境を確保することが困難であることから、令和6年度から静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校を統合することとしたため、静岡市立学校設置条例を一部改正する必要がある（名称は中藁科小学校とし、校舎も中藁科小学校を使用する）。</p> <p>また、令和10年度からは、上記統合後の中藁科小学校及び藁科中学校を統合し、藁科中学校の敷地内に新校舎を建設予定である。</p> <p>※令和4年2月、清沢地区自治会連合会から、清沢小学校の中藁科小学校への統合について、市長及び教育長宛て要望書が提出された。また、令和4年9月、藁科地域の小中学校の統合について、市長及び教育長宛て要望書が提出された。</p>
4 施行期日	令和6年4月1日
5 制定改廃の概要	<p>(1) 別表1の中藁科小学校小布杉分校、水見色小学校及び清沢小学校の項を削除することとした。</p> <p>(2) 施行日は、令和6年4月1日とした。</p>
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項</p> <p>学校教育法施行令第25条第1項第1号</p>
8 予算措置等特記事項	<p>(1) 令和5年度予算額 21,280千円（閉校に係るネットワーク整備、新校舎建設に係る地質調査等）</p> <p>(2) 令和6年度当初予算にて計上予定 29,612千円（新校舎基本設計等）</p> <p>(3) 第4次総合計画・分野別計画2子ども・教育「小中一貫校等整備事業」にて位置付け</p>

議案第 号

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
静岡市立中藁科小学校小布杉分校	静岡市葵区小布杉1756番地の1
静岡市立水見色小学校	静岡市葵区水見色1040番地の3

を

」

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
------------	----------------

に、

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1

を

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
-----------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のとおり改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校		1 小学校	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡市立中藁科 小学校	静岡市葵区大原942 番地の1	静岡市立中藁科 小学校	静岡市葵区大原942 番地の1
静岡市立中藁科 小学校小布杉分 校	静岡市葵区小布杉17 56番地の1	静岡市立南藁科 小学校	静岡市葵区吉津400 番地
静岡市立水見色 小学校	静岡市葵区水見色10 40番地の3	(略)	(略)
静岡市立南藁科 小学校	静岡市葵区吉津400 番地	静岡市立井川小 学校	静岡市葵区井川1561 番地の3
(略)	(略)	静岡市立大川小 学校	静岡市葵区日向853 番地
静岡市立井川小 学校	静岡市葵区井川1561 番地の3		
静岡市立清沢小 学校	静岡市葵区相俣99番 地の1		
静岡市立大川小 学校	静岡市葵区日向853 番地		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和5年8月22日提出

静岡市長 難波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和5年4月28日付新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正されたことに伴い、同法の規定による、本市に派遣された教育職員等への「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」の支給について、所要の規定を整備するため、本条例の一部改正をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5940頁、5994頁
------	-----	------------------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正されたことに伴い、同法の規定による、本市に派遣された教育職員等への「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」の支給について、所要の規定を整備するもの。
4 施行期日	公布の日（改正後の規定の適用は令和5年9月1日から）
5 制定改廃の概要	<p>現行法では、職員の派遣は、特措法に根拠がある事務かつ緊急事態宣言時に限り可能とされていたが、法改正により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に根拠がある事務についても対象業務を拡大し、さらに新型インフルエンザ等緊急事態に至る前であっても、政府対策本部が設置された時から職員の派遣が可能となった。これに伴って、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が削除され、新たに特定新型インフルエンザ等対策派遣手当が新設されたことから、同手当を本市の教育職員等における給与の種類として定める。</p> <p>●静岡市教育職員の給与に関する条例 第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p>●静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p>
6 法的な検討事項	なし
7 関係する法令・条例等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・ 地方自治法 ・ 静岡市職員の給与に関する条例
8 予算措置等特記事項	なし

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市条例第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
以下、議案と同様。

議案第140号

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 （給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第9条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例 （給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第9条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。</u></p>

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を改正する条例

現行	改正後（案）
<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例 （給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>○静岡市教育職員の給与に関する条例 （給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。</u></p>